

【令和6年第4回定例会 環境委員会委員長報告資料】

令和6年12月13日 環境委員長 林 敏夫

○「議案第182号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 本条例改正の理由について

国の基準等の改正に伴う条例改正である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第183号 川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 港湾振興会館の港湾事務室以外の施設が料金改定の対象とならない理由について

条例上規定している他施設には体育室及びテニスコート等があるが、料金の算出方法が港湾事務室と異なるため、今回は港湾事務室の利用料金のみが改正の対象である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第184号 川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 水域の占用料が発生する構造物の例について

架空送電線及び資材等の受入れ用岸壁等である。

* 港湾に係る各種使用料等の改定に関する検討状況について

おおむね4年ごとに実施する全庁的な使用料及び手数料の見直しの際、港湾局が所管する各種使用料等について、他港との比較検討を行った上で検証している。また、現行の金額が妥当であると考えていることから、使用料等の改定は予定していない。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第185号 川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 資格要件緩和の理由について

布設工事監督者及び水道技術管理者について今後、減少が見込まれることから、国及び近隣他都市の動向を踏まえ、成り手不足の解消のため、要件を緩和したものである。

* 布設工事監督者と水道技術管理者の役割及び資格を持つ市職員数について

布設工事監督者は、設計図書の作成、工事の法定管理及び現場立会いを行うなど工事施工者が水道工事を適正に実施するための技術上の監督を行う。また、水道技術管理者は、水道施設における法定基準の遵守状況を検査し、水道の適正管理を行うための業務に従事する。両資格とも上下水道局職員においては約200名が資格を有している。

*** 布設工事監督者及び水道技術管理者を市職員以外が代行する可能性について**

布設工事監督者については民間企業でも業務を請け負うことが可能であるが、本市においては、両資格に係る業務を市が実施している。

*** 資格要件の緩和に伴う影響について**

今回の改正で機械職及び電気職も、土木職と同様に資格取得が可能になるが、業務の質の低下等の影響はないものと考えている。

*** 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を満たす技術職員の採用状況について**

現状では、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を取得することのできる人材を必要数採用できているが、一般的に技術者の数は減少傾向にあると認識している。

*** 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件となる実務経験の内容について**

工事計画、設計及び工事監督業務等の技術上の業務経験を対象としている。

*** 市職員の業務に係る実務能力の確保について**

実務能力は、関係する業務に従事した年数で一定程度は習得できるものと認識しており、また、各職場において、適切な業務知識を得るための研修等の能力育成を行っている。

《意見》

*** 業務に係る知識や経験の蓄積を途絶えさせないためにも、民間委託等の対応は行わず市が実施する体制を継続してほしい。**

*** 近年の上下水道局内における人事を考慮すると、恣意的な人事が行われているように見受けられるため、適材適所の職員配置を心掛けてほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第198号 令和6年度川崎市工業用水道事業会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

*** 本補正予算が生じた理由について**

前回の市議会定例会で条例改正し、工業用水道料金制度に導入した減量負担金による歳入増が理由である。

*** 現在及び来年度における工業用水道の契約水量について**

現在、契約水量は日量51万5,220立方メートルであり、来年度の契約水量減量の希望量が、日量15万3,250立方メートル、契約水量増量の希望量が日量550立方メートルである。そのため、令和7年度は、日量36万2,520立方メートルの契約水量となる予定である。

*** 契約水量に関する事業者の要望の状況について**

3 者が契約水量の増量を、24 者が減量を、28 者が現状維持を希望している。

*** 料金制度改定時の見込みよりも減量希望者数が増加したことによる影響について**

工業用水道事業全体の規模を踏まえると影響は少ないものと認識している。

*** 工業用水道料金制度の見直しによる上水受水金額の減少について**

制度改定後、工業用水道事業から水道事業への繰入金額は12 億円減少している。

《意見》

- * 本補正予算は、工業用水道料金制度の見直しによる収入増によるものであり、市民生活への影響を考慮し、当該制度見直しに関する条例改正に反対した経緯から、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決